

同意書及び委任状

平成31年度要保護及び準要保護児童生徒の認定に係る次の全事項に関して、必要な場合、
亀岡市教育委員会教育長が確認することに同意します。

また、平成31年度要保護及び準要保護児童生徒援助費の請求及び受領に関する権限を在籍
学校長に委任します。

確認に同意する事項

- ア 生活保護法に基づく保護の状況(認定後の受給状況を含む)
- イ 民生委員法に基づく、民生委員による家庭状況の調査
- ウ 地方税法第295条に基づく平成30年度市民税の課税状況の確認
- エ 地方税法第323条に基づく平成30年度市民税の減免の有無の確認
- オ 地方税法第367条に基づく平成30年度固定資産税の減免の有無の確認
- カ 国民健康保険法第77条に基づく平成30年度保険料の減免及び徴収猶予の有無の確認
- キ 児童扶養手当法第4条に基づく平成30年度児童扶養手当の支給の有無の確認
- ク 児童生徒の属する世帯(認定申込書[家族構成欄]に記入した家族)全員に係る平成29年分
所得額等の確認

平成 31年 1月 日

申込者(保護者) 住 所

氏 名

㊞

誓約書

亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、新入学児童生徒学用品費
等既に支給された就学援助費を返還します。

申込者(保護者) 氏 名

㊞

振込先口座の通帳の写しを必ず添付してください。

<必要書類>

- ①振込先口座の通帳の写し(金融機関、店番、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)
- ②課税証明書等(以下の場合、必要となります)
家族構成欄に平成30年1月1日時点で亀岡市以外に住んでいた家族が含まれる場合、その家族の分
※課税証明書は当時住まれていた市町村で取得してください。 ※当時から亀岡市に住まれている場合は提出不要です。

(注意)

1. 入学前支給の認定者については、平成31年度の就学援助の認定を兼ねています。
2. 新入学児童生徒学用品費以外の支給に関しては、市教委から保護者の口座への振込は行いません。
(学校長を通じて行います。)